

陸上自衛隊達第21-31号

船舶の配員の基準に関する訓令（昭和60年防衛庁訓令第2号）第10条の規定に基づき、海技資格に関する達を次のように定める。

平成29年11月16日

陸上幕僚長 陸将 山崎 幸二

海技資格に関する達

改正 平成30年3月27日達第122-293号

改正 令和元年6月27日達第122-303号

改正 令和3年3月15日達第122-315号

改正 令和4年10月6日達第21-31-1号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 海技資格

第1節 海技資格の付与についての上申（第3条）

第2節 海技資格の有効期間の更新（第4条—第10条）

第3節 海技資格の取消し又は停止（第11条）

第3章 海技試験

第1節 受験手続（第12条—第16条）

第2節 海技試験の実施（第17条—第21条）

第3節 受験資格のための乗船経歴（第22条—第24条）

第4章 雑則（第25条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、船舶の配員の基準に関する訓令（昭和60年防衛庁訓令第2号。以下「訓令」という。）の実施に関し、陸上自衛官（即ち予備自衛官及び元自衛官を含む。）の海技資格に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「海技資格」とは、訓令第2条に規定する資格をいう。
- (2) 「海技試験」とは、訓令第7条に規定する海技試験をいう。
- (3) 「海技審査委員会」とは、訓令第9条に規定する中央海技審査委員会及び地方海技審査委員会をいう。
- (4) 「陸上総隊司令官等」とは、陸上総隊司令官、各方面総監又は防衛大臣直轄部隊等の長をいう。
- (5) 「部隊等」とは、陸上総隊、各方面隊又は防衛大臣直轄部隊等の隷下部隊をいう。

第2章 海技資格

第1節 海技資格の付与についての上申

(海技資格の付与についての上申)

第3条 陸上幕僚長は、訓令第4条各項の一に該当する者について、陸上総隊司令官等から海技資格付与申請書（別紙第1）の提出を受けたときは、海技資格の付与について防衛大臣に上申を行うものとする。

- 2 部隊等の長は、次の各号に該当する者がいる場合は第1項の申請書に海技免状の写しを添え、順序を経て陸上総隊司令官等に報告するものとする。
 - (1) 訓令別表第2に規定する資格を受けた者がいる場合
 - (2) 訓令別表第2に規定する1級小型船舶操縦士の免許に加え陸士特技課程「水陸両用車」を修了した者がいる場合
 - (3) 訓令別表第2に規定する1級小型船舶操縦士の免許に加え陸上幕僚長が、陸士特技課程「水陸両用車」と同等以上の教育を修了したとみなした者がいる場合
- 3 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の3第1項の資格により行動する場合は、訓令別表第1に規定する必要な資格の上申を行わなければならない。

第2節 海技資格の有効期間の更新

(更新に関する事務)

第4条 海技資格の有効期間の更新に関する事務は、陸上総隊及び各方面隊については陸上総隊司令官又は各方面総監が行い、防衛大臣直轄部隊等の隷下部隊については、陸上幕僚長が行うものとする。

(更新のための手続)

第5条 海技資格の更新のための手続は、次の各号に応じ行うものとする。

- (1) 部隊等の長は、運航1級、運航2級、運航3級及び運航4級並びに機関1級、機関2級、機関3級及び機関4級に関する海技資格の有効期間の更新が必要な者があるときは、海技資格有効期間更新調書（別紙第2）及び海技資格有効期間更新調書付表（別紙第3）を有効期間が満了する日の1年前から30日前までの間（以下「更新手続期間」という。）に順序を経て陸上幕僚長、陸上総隊司令官又は各方面総監に送付するものとする。
- (2) 部隊等の長は、操縦小型1級、操縦小型2級及び操縦水陸両用車級に関する海技資格の有効期間の更新が必要な者があるときは、海技資格有効期間更新調書及び海技資格有効期間更新調書付表を更新手続期間に順序を経て陸上幕僚長、陸上総隊司令官又は各方面総監に送付するものとする。

(更新のための審査)

第6条

海技資格の更新のための審査は、陸上幕僚長、陸上総隊司令官又は各方面総監が、送付された海技資格有効期間更新調書及び海技資格有効期間更新調書付表に基づいて、第8条又は第10条の規定

による更新のための乗船経歴又は知識及び経験を有するか否かについて行うものとし、陸上総隊司令官又は各方面総監は、更新のための審査を完了した者について、海技資格有効期間更新申請書(別紙第4)を陸上幕僚長に提出するものとする。

(更新についての上申)

第7条 陸上幕僚長は、海技資格の有効期間が満了する者で、陸上総隊司令官又は各方面総監から海技資格有効期間更新申請書の提出を受けたとき、または防衛大臣直轄部隊等の長から送付された海技資格有効期間更新調書及び海技資格有効期間更新調書付表で審査を完了した者について訓令第5条第2項の規定に基づき、当該者に係る海技資格の更新について防衛大臣に上申を行うものとする。

(更新のための乗船経歴を有する者)

第8条 訓令第5条第3項第1号の規定に基づき陸上幕僚長が定める乗船経歴を有する者は、船舶の運航に従事する者及び機関の運転に従事する者については、第1号から第5号までに掲げる一以上の乗船経歴(いずれも付与された海技資格の有効期間が満了する日以前5年以内のものに限る。)を通算して1年以上、船舶の操縦に従事する者については、第6号に掲げる乗船経歴(付与された海技資格の有効期限が満了する日以前5年以内のものに限る。)を通算して1月以上有する者とする。

- (1) 艇長、副長又は機関長として乗り組んだ経歴
- (2) 補給及び衛生に係る配置を除く各科に配置された者又はこれに準ずる者として乗り組んだ経歴
- (3) 補給及び衛生に配置された者で、航海中において、当直士官又は副直士官として乗り組んだ経歴
- (4) 海上部隊の幕僚又はその他の司令部勤務の者若しくは隊勤務の者又はこれらに準ずる者として乗り組んだ経歴
- (5) 訓令第5条第3項第1号の規定に基づき海上幕僚長が定める更新のための乗船経歴
- (6) 基準排水量33.3トン未満又は総トン数20トン未満の訓令第2条で規定する陸上自衛隊の使用する船舶(水陸両用車を含み、無機力の船舶を除く。)の操縦に従事した経歴

(更新のための乗船経歴の期間の計算)

第9条 前条に定める乗船経歴の期間は、該当職務への配置日から起算し、海技資格の有効期間が満了する日の30日前又は該当職務からの離職日までを暦日に従って計算する。

2 前項の場合において、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に相当する日の前日をもつて満了する。ただし、最後の月又は年に相当日がないときは、その月の末日をもつて満了するものとする。

3 乗船期間が連続していない場合で、1月に満たない乗船日数は、合算して30日になるときは1月とし、1年に満たない乗船月数は、合算して12月になるときは1年として計算する。

(更新のための知識及び経験を有する者)

第10条 訓令第5条第3項第2号の規定に基づき、第8条に規定する者と同様以上の知識及び経験を有する者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 運航 1 級、運航 2 級、運航 3 級及び運航 4 級並びに機関 1 級、機関 2 級、機関 3 級及び機関 4 級に関する海技資格の場合
海技資格の有効期間の満了する日以前 1 年以内に、海上自衛隊の実施する海技資格更新のための講習を修了した者
- (2) 操縦小型 1 級及び操縦小型 2 級に関する海技資格の場合
 - ア 海技資格の有効期間の満了する日以前 1 年以内に、更新のための講習（別紙第 5）を修了した者
 - イ 海技資格の有効期間の満了する日以前 5 年以内に、次に示す船舶の操縦に関する教育又は訓練の指導に 1 月以上従事した者
 - (ア) 富士学校が実施する幹部特技課程「偵察（機）」及び生徒陸曹候補生課程後期（機甲科）の教育に従事する者
 - (イ) 施設学校及び各施設団が実施する初級陸曹特技課程「架橋」の教育に従事する者
 - (ウ) 水陸機動教育隊が実施する第 1 教育科の幹部特技課程「艇長」及び上級陸曹特技課程「艇長」の教育に従事する者
 - (エ) 水陸機動教育隊の第 2 教育科で教育に従事する者
 - ウ 海技資格の有効期間の満了する日以前 5 年以内に、次に示す教育を修了した者
 - (ア) 幹部特技課程「艇長」
 - (イ) 幹部特技課程「偵察（機）」
 - (ウ) 上級陸曹特技課程「艇長」
 - (エ) 初級陸曹特技課程「架橋」
 - (オ) 生徒陸曹候補生課程後期（機甲科）

第 3 節 海技資格の取消し又は停止

（資格の取消し又は停止についての報告）

第 11 条 陸上総隊司令官等は、訓令第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、速やかに理由を付して陸上幕僚長に報告しなければならない。

第 3 章 海技試験

第 1 節 受験手続

（受験手続）

第 12 条 部隊等の長は、海技試験を受けようとする者があるときは、海技試験受験者名簿を作成して、これを筆記試験開始日の 60 日前から 30 日前までの間（以下「受験手続期間」という。）に、陸上幕僚監部人事教育部長に提出しなければならない。

この場合において、海技試験を受けようとする者が、訓令別表第 8 の資格の欄に掲げる資格を有する者である場合には、次に掲げる書類を送付するものとする。

- (1) 海技免状の写し
- (2) 修得単位証明書
- (3) 乗船履歴証明
- (4) 筆記試験に合格している者にあつては、国土交通大臣の交付した筆記試験合格証明書（第 17 条第 1 項において「筆記試験合格証明書」という。）
- (5) 国土交通大臣の認定する認定海技免許講習機関で実施する上級航海英語講習又は上級機

関英語講習を修了した者にあつては、当該上級航海英語講習の修了証明書又は当該上級機関英語講習の修了証明書（第17条第2項において「講習修了証明書」という。）

- 2 前項の海技試験受験者名簿の様式その他海技試験の受験手続に関する細目の事項は、陸上幕僚監部人事教育部長から通知させる。

（受験資格等の審査）

第13条 受験資格等の審査は、陸上幕僚監部において、訓令第6条第3項及び第4項並びに訓令第8条の規定に基づき行うものとする。

- 2 前項の審査の結果、当該海技試験を受けることができない者又は受験資格を有しない者があつた場合、陸上幕僚監部から当該者所属部隊にその旨を通知するものとする。

（受験者の異動）

第14条 部隊等の長は、第12条第1項の規定により送付した海技試験受験者名簿に記載された者（以下「受験者」という。）が提出した部隊と所属が異なる部隊に異動（以下「異動」という。）するときは、直ちにその旨を陸上幕僚監部人事教育部長に通知するものとする。

（受験地変更の届出）

第15条 部隊等の長は、当該部隊等に所属する受験者について、やむを得ない理由により受験地を変更する必要がある場合には、その旨を試験実施日の10日前までに陸上幕僚監部人事教育部長に届け出し、陸上幕僚監部から海上幕僚監部を通じ海技審査委員会へ変更を通知するものとする。

（海技試験の委託）

第16条 陸上幕僚長は、訓令第9条第3項に基づき海技試験の委託について、海上幕僚監部を通じ海技審査委員会へ依頼するものとする。

第2節 海技試験の実施

（筆記試験の免除）

第17条 海技試験を受けようとする者が、訓令第7条第3項又は同条第4項に該当する場合のほか、部隊等の長が第12条第1項の規定により送付した海技試験受験者名簿に記載されている受験者のうち、筆記試験合格証明書が添付されている受験者については、当該筆記試験合格証明書に対応する筆記試験を免除する。

- 2 国土交通大臣の認定する認定海技免許講習機関で実施する上級航海英語講習又は上級機関英語講習を修了した者が海技試験受験者名簿に講習修了証明書を添付して申請したときは、それぞれ運航2級又は機関2級の筆記試験のうち英語を免除することができる。

（口述試験）

第18条 口述試験は、訓令第8条第1項に規定する受験資格を有し、かつ、筆記試験に合格した者に対して行う。

(身体検査)

第19条 受験者のうち、口述試験を受けようとする者は、受験手続期間終了の日前1年以内に医師たる隊員（以下「医官」という。）による身体検査を受け、その結果について、当該医官の証明を受けなければならない。ただし、医官がいない場合には、医官以外の医師に委嘱することができる。受験手続期間終了の前1年以内に定期的健康診断を受診している場合には、定期的健康診断の結果をもってこれに代えることができる。

2 部隊等の長は、受験者のうち、前条の口述試験を受けようとする者がいるときは、前項の身体検査の結果又は健康診断の結果を、口述試験実施の10日前までに陸上幕僚監部人事教育部長に送付するものとする。

3 第1項の規定は、第6条の規定に基づき更新の手続を行う場合に準用する。この場合において、「受験手続期間」は「更新手続期間」と読み替えるものとする。

(合格者の決定等)

第20条 合格者の決定は、海技試験の結果に基づいて陸上幕僚監部において行う。

2 口述試験の実施後に異動した受験者の合格の決定及び当該者に係る第3条第1項に規定する陸上幕僚長への海技資格付与申請書の提出は、陸上幕僚監部人事教育部長に行う。

(試験結果の無効)

第21条 陸上幕僚長は、海技審査委員会から不正行為を行った受験者に関する通報があった場合、当該不正行為を行った受験者の試験結果を無効とする。

第3節 受験資格のための乗船経歴

(受験資格として必要な乗船経歴)

第22条 訓令別表第5、別表第6及び別表第7に規定する受験資格に該当する船舶の運航及び機関の運転に従事した乗船経歴は、次の各号に掲げる乗船経歴をいう。ただし、同一期間の経歴が次の各号に掲げる乗船経歴に同時に該当する場合にあっては、いずれか一方の乗船経歴とする。

(1) 船舶の運航に従事した乗船経歴

ア 艇長、副長又は航海中において当直士官若しくは副直士官として勤務する者として乗り組んだ経歴

イ 機関、補給及び衛生に係る配置を除く各部署に配置された者（電信員及び電子整備員を除く。）又はこれに準ずる者として乗り組んだ経歴

(2) 機関の運転に従事した乗船経歴

ア 機関長若しくは機関士又は航海中において副直士官として勤務する者として乗り組んだ経歴

イ 機関に係る部署に配置された者又はこれに準ずる者として乗り組んだ経歴

2 海上部隊（操縦小型1級及び操縦小型2級並びに水陸両用車級の資格を用いる部隊を除く。）の幕僚（機関の運転に関する幕僚を除く。）、その他の司令部勤務の者若しくは隊勤務の者又はこれらに準ずる者として乗り組んだ経歴は、前項第1号に掲げる乗船経歴とみなす。

3 機関の運転に関する幕僚又はこれに準ずる者として乗り組んだ経歴は、第1項第2号に掲げる乗船経歴とみなす。

4 訓令第10条の規定に基づき陸上幕僚長又は海上幕僚長が定める受験資格として必要な乗船経歴を有する場合、その経歴を乗船経歴とみなす。

(受験資格のための乗船経歴の期間の計算)

第23条 第9条の規定は前条の乗船経歴の期間の計算について準用する。この場合において、第9条中「海技資格の有効期間が満了する日の30日前」とあるのは、「筆記試験開始日の30日前」と読み替えるものとする。

(異なる乗船経歴の合算)

第24条 1つの海技資格について、訓令別表第5及び第7の経歴中期間の欄に掲げる必要な乗船期間に達しない2つ以上の異なる経歴を有するときは、それぞれの期間の欄に掲げる最短乗船期間の比例により、いずれか最短乗船期間の長い方の経歴に換算して、これを通算することができる。

2 1つの海技資格について、訓令別表第8の経歴の欄に掲げる必要な乗船期間に達しない経歴は、同別表第5の経歴中期間の欄に掲げる必要な乗船期間に達しない経歴に通算することができる。

3 訓令第10条の規定に基づき海上幕僚長が定める異なる乗船経歴を有する場合、これを通算することができる。

第4章 雑則

(異議の申立て)

第25条 海技資格の付与、更新、取消又は停止について異議があるときは、部隊等の長に申し立てることができる。

2 部隊等の長は、前項の異議の申立があり、必要と認めるときは、順序を経て、陸上幕僚長に上申するものとする。

(試験結果等の記録及び保管)

第26条 運航1級、運航2級、運航3級及び運航4級並びに機関1級、機関2級、機関3級及び機関4級に関する海技資格について、受験者の学科試験成績、身体検査の判定及び資格の付与に関する事項は、陸上幕僚監部人事教育部において保管しなければならない。

(委任規定)

第27条 この達の実施に関し必要な細部事項は、陸上幕僚監部人事教育部長が定める。

附 則

この達は、平成29年11月30日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日陸上自衛隊達第122—293号)

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則 (令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号)

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和3年3月15日陸上自衛隊達第122—315号）

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和4年10月6日陸上自衛隊達第21—31—1号）

この達は、令和4年10月6日から施行する。

別紙第 1 (第 3 条関係)

発 簡 番 号

年 月 日

殿

発 簡 者 名

海 技 資 格 付 与 申 請 書

付与されるべき資格	所 属	階 級	氏 名 (認識番号)	船舶職員及び小型船舶操縦者 法第23条の3に規定する免許の 資格 (取得年月日)

(寸法：日本産業規格 A 4)

別紙第2 (第5条—第7条関係)

発簡番号

年 月 日

殿

発簡者名

海技資格有効期間更新調書

保有資格 (付与年月日)	所 属	階 級	氏 名 (認識番号)	更新根拠 (注)

(寸法：日本産業規格A4)

注：更新根拠の欄には、海技資格有効期間更新調書付表（別紙第3）の「更新の根拠」に該当する番号を「1」、「2—(1)」、「2—(2)」、「2—(3)」と記入する。

海技資格有効期間更新調書付表
更新根拠

保有資格 (付与年月日)	所 属 (異動年月日)	階 級 (昇任年月日)	ふりがな 氏 名 (認識番号)
(. .)	(. .)	(. .)	()

検査項目	合格基準	検査結果	判 定
視 力	視力(矯正視力を含む。)が両眼共に0.6以上であること。	右 左	合 否
弁色力	色盲又は強度の色弱でないこと。		合 否
聴 力	5メートル以上の距離で話声を弁別できること。	右 左	合 否
眼疾患の有無	眼疾患があっても軽症で勤務に支障を来さないと認められること。		合 否
疾病の有無及び体格	疾病及び身体の故障があっても軽症で勤務に支障を来さないと認められること。		合 否
年 月 日 (定期健康診断実施年月日 年 月 日) 医官等官職氏名			

1 海技資格の有効期間の更新のために乗船経歴を有する者

船舶名	職務名	配置先	期 間	年月数	備 考	照 合
			. . ~ . .	.		
			. . ~ . .	.		
計				.		

2 乗船経歴を有する者と同等以上の知識及び経歴を有する者

(1) 資格更新のための講習を修了した者

保有資格	受講地	受講年月日	講 習 者 責 任 者

(2) 船舶の操縦に関する教育又は訓練の指導に1月以上従事した者

部隊等名	配置先	期 間	年月日	備 考	照 合
		. . ~ . .	.		
		. . ~ . .	.		

(3) 別に定める教育を修了した者

課程名	教育期間	備 考	照 合
	. . ~ . .		

(寸法：日本産業規格A4)

別紙第4 (第6条、第7条関係)

発簡番号

年 月 日

殿

発簡者名

海技資格有効期間更新申請書

保有資格 (付与年月日)	所 属	階 級	氏 名 (認識番号)	備 考

(寸法：日本産業規格A4)

別紙第5（第10条関係）

更新のための講習

講習時期 場所 実施者	1 時期…船舶を保有する各部隊ごと四半期に1回を基準 2 場所…講習を実施する各船舶保有部隊長の指定する場所 3 実施者…資格保有者の内、各船舶保有部隊長が指定する者			
講習の内容	1 最近の海事法令改正の概要 2 操縦に関係ある新装備機器等の運用等の概要 3 操縦に関係ある最近の事故例、教訓等			
講習の方法	操縦小型1級、操縦小型2級、操縦水陸両用車両級別に実施			
講習時間	概ね1時間			
講習資料の作成	区分		担任	協力
	水陸両用車		水陸機動教育隊	陸上幕僚監部
	偵察ボート	操縦小型2級に該当するボート	富士学校	陸上幕僚監部
		操縦小型1級に該当するボート	水陸機動教育隊	
	94式水際地雷敷設装置		施設学校	陸上幕僚監部
	浮橋用動力ボート			
	共通事項（法令、遵守事項等）		陸上幕僚監部	富士学校 施設学校 水陸機動教育隊
講習参加の確認	陸上総隊司令官等			